

第10回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年6月18日  
 告示番号 第9号  
 会議年月日 令和7年6月25日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹  
 局長補佐 浅岡 栄 嗣  
 農地係長 金野 亨

本日の案件 第10回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後3時

|               |   |
|---------------|---|
| 議長            | <p>ただ今から、第10回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、6番 加藤 敏子 委員より欠席の届出がありました。行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長            | <p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に23番 千葉 平 委員、24番 藤野 秀一 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第22号 農地専門委員会の報告について」を議題といたします。</p>  |
| 及川 治雄 農地専門委員長 | <p>及川 治雄 農地専門委員会委員長に報告を求めます。</p> <p>第3回農地専門委員会の協議結果について概要を報告します。</p> <p>開催日時、令和7年6月19日、木曜日、9時30分から10時50分</p>  |

です。

開催場所、川崎農村環境改善センター4階 会議室です。

出席者、私ほか農地専門委員 出席7名、欠席4名、事務局阿部事務局長、金野農地係長、佐川主査です。

議題、(1) 農地パトロール出発式について、(2) 農地パトロール(利用状況調査)実施要領等について協議しました。

協議事項は、次の点について審議を行いました。

令和5年度及び6年度の農地パトロール出発式は川崎農村環境改善センターに集合して開催し、出発式終了後、各地域に戻り農地パトロールを実施してきたところです。

委員の多くから、調査件数が多いのでそのへんを考慮したうえで、以前のような形に戻したらいいのではないかということで、出発式は地域毎に開催することといたしました。

農地パトロール(利用状況調査)実施要領については、各種資料により事務局の説明後に審議いたしました。

その結果、パトロール地において雑草・雑木等荒れて人が入り込めないようなところにつきましては、「航空写真」等の利用を可として、パトロールするという事にいたしました。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

それでは、去年まではこの場所に集まって、出発式を行っていましたが、そのセレモニーを省略しまして支所毎に出発式を行い、より多くの農地をパトロールしていただくということになっていくと思います。

以上で「報告第22号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第22号」の質疑を終わります。

次に、「報告第23号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

2ページをお開き願います。

報告第23号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に基づき報告するものです。

3ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から9ページの第27号までの27件、27名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和7年6月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付する」、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第23号」の説明を終わります。

ここで一旦、休憩をとらせていただきます。

(休憩)

議 長

再開いたします。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第23号」の質疑を終わります。

次に、「報告第24号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

10ページをお開き願います。

報告第24号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号及び第2号の2件、2筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたしま

す。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、トマト栽培のための農業用ハウス整備や、米の乾燥調製を行う農業用施設を設置するという申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 24 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 24 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 63 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

11ページをお開き願います。

議案第63号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号につきましては、譲渡人が後継者不在のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請 4 件です。

第 2 号及び12ページの第 3 号につきましては、いずれも借受人において経営規模拡大のため、新たに賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 4 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 5 号につきましては、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの5年間となっております。

13ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請 4 件です。

第 6 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理

できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第7号につきましては、貸付人が経営を中止し耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

14ページをお開き願います。

第8号及び第9号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため使用賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間で

次に、室根地域に係る申請1件です。

第10号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年3月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

15ページをお開き願います。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第11号につきましては、譲渡人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第12号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第63号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年6月11日、水曜日、午前9時より、現地

議 長

9 番  
渡邊 克洋 委員

議長  
13番  
及川 治雄 委員

調査員 農業委員 齋藤委員、私 渡邊、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、小野寺委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ  
ます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年6月10日、火曜日、午前9時30分より、  
現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 及  
川委員、岩渕委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。

報告内容、第2号から第5号について、別紙農地法第3条現地  
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、い  
ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことか  
ら問題ないと思われ  
ます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議長  
10番  
鈴木 清吾 委員

現地調査日、令和7年6月10日、火曜日、午後1時30分より、  
現地調査員 農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員  
佐々木委員、菊池委員、支所職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第6号から第9号について、別紙農地法第3条現地  
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、い  
ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことか  
ら問題ないと思われ  
ます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議長  
17番  
藤原 美喜男 委員

現地調査日、令和7年6月10日、火曜日、午前9時より、現地  
調査員 農業委員 私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委  
員、岩渕委員、菅原委員、支所職員 伊藤主査、小野寺主任主事  
で行いました。

議 長  
23番  
千葉 平 委員

報告内容、第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ  
ます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年6月10日、火曜日、午後3時30分より、  
現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小  
山委員、事務局職員 佐川主査で行いました。

報告内容、第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のと  
おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用  
が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ  
ます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

8番  
佐藤 和威治 委員

現地調査日、令和7年6月10日、火曜日、午前9時より、現地  
調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 畠山委  
員、高橋委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のと  
おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用  
が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ  
ます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に  
対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 63 号」を可と決めます。

次に、「議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

16 ページをお開き願います。

議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請 4 件です。

第 1 号は、借受人が公共下水道工事に係る工事従事者の臨時駐車場等として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められています。

第 2 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

17 ページをお開き願います。

第 3 号は、借受人が基盤整備事業に係る工事従事者の臨時駐車場等として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められています。

第 4 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請 1 件です。

第 5 号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

18 ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第 6 号は、借受人が申請地奥にある土砂採取場の出入口等を整備するため転用申請するものです。これまでは、一時転用により利用してきましたが、利用期間が長期間に及ぶことが見込まれるため、恒久転用に切り替えて申請があったものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

議 長

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。  
以上、6件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

説明を終わります。

以上で「議案第64号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

9番

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

渡邊 克洋 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が公共下水道工事に係る仮設駐車場、仮設トイレとして一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請人が基盤整備事業に係る仮設駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

13番

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

及川 治雄 委員

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8 番  
佐藤 和威治 委員

藤沢地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。  
現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 6 号、申請人が通路等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 64 号」を許可相当と決します。

次に、「議案第 65 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

19 ページをお開き願います。

議案第 65 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請 1 件です。

転用事業者が基盤整備事業に伴う臨時駐車場として、令和 6 年 8 月 9 日付けで一時転用許可を受けていましたが、転用事業者が隣接区域の基盤整備事業を新たに受注したことから、申請地を引き続き臨時駐車場として利用したいため、転用期間の延長を申請するものです。

次に、千厩地域に係る申請 1 件です。

転用事業者が岩石採取場として、令和 4 年 3 月 31 日付けで一時転用許可を受けており、岩石採取事業は完了したものの、申請

|       |   |  |
|-------|---|--|
|       |   | <p>地の緑化その他の復元工事に期間を要することから、転用期間の延長を申請するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>   |
| 議     | 長 | <p>以上で、「議案第 65 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>   |
| 議     | 長 | <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>  |
| 議     | 長 | <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 65 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>   |
| 議     | 長 | <p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 65 号」を許可相当と決します。</p> <p>次に、「議案第 66 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>   |
| 農 地 係 | 長 | <p>20 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 66 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 16 件、貸借・再配分が 8 件です。</p> <p>22 ページをお開き願います。</p> <p>はじめに貸借・一括方式ですが、千厩地域 2 件、室根地域 14 件の申請です。</p> <p>25 ページをお開き願います。</p> <p>次に、貸借・再配分ですが、花泉地域 3 件、千厩地域 5 件の申請です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議     | 長 | <p>以上で、「議案第 66 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>   |
| 議     | 長 | <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>  |
| 議     | 長 | <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p>  |

議 長

「議案第 66 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって「議案第 66 号」を可と決します。

次に、「議案第 67 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

26 ページをお開き願います。

議案第 67 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は 3 件で、一関地域 1 件、藤沢地域 2 件です。

農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 67 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

9 番  
渡邊 克洋 委員

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は昭和 58 年頃と平成 3 年頃からそれぞれ農業用施設として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8 番  
佐藤 和威治 委員

藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

議 長

結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は昭和62年頃から大型車両駐車場として利用されており、既に農地性は失われている。

第3号、申請地は昭和58年頃から宅地への進入路等として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

13番 及川 治雄 委員

13番  
及川 治雄 委員

1号の弥栄は、農業用施設として利用しているということですが、農業用施設の場合は農地にも含まれるところがあるのですが、どういう区分けで農地外になったのでしょうか。

ハウスなどですと、そのまま基礎がないということで農地となりますが、この施設についてはどういう形だったのでしょうか。

農地係長

お答えいたします。

こちらのほうの用途ですが、コンクリートで施工した堆肥の保管場所、農業用倉庫のようなものを設置していたということでありまして、下のほうの90-6の144㎡であれば、2a未満の農業用施設になりますので、転用許可不要で設置することができます。手続きとして、例えば20年経ちまして農地法の適用外の手続きが必要かと言われれば、必要ないという部分もありますが、今回は申請者さんにおいて、それぞれに分筆をして、目的に合った地目にしたいというような意向がありましたので、このような申請が出てきたというところでありまして。

議 長

その他ございますか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第67号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第67号」を可と決します。

次に、「議案第68号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。

農地係長

事務局の説明を求めます。

28 ページをお開き願います。

議案第 68 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。

29 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は室根地域の 2 件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で、「議案第 68 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 68 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 68 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第 10 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 37 分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員